

都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン等検討会

# 報 告 書

令和4年3月

神 戸 市

## 目 次

1. 検討会及び本報告書について	1
(参考) 都心・三宮再整備の取り組み	
2. 空間ガイドラインの検討にあたっての基本的な考え方	3
1) 空間ガイドラインの位置づけ	3
2) 検討にあたっての視点	4
3) 検討の方向性	5
4) 取り組みの対象及び実施主体	6
5) 取り組みレベル	7
6) 取り組みエリア	8
3. 空間ガイドライン (案)	9
3-1 取り組みの概要	9
3-2 屋内空間の取り組み (案)	10
1) 取り組み方針	10
2) 屋内空間のチェックリスト (案)	13
3-3 屋外空間の取り組み (案)	22
1) 取り組み方針	22
2) 具体的な取り組み例	23
4. 空間ガイドラインの運用に向けた検討課題	31
1) 空間ガイドラインの広報・周知	31
2) 支援施策	32
3) 屋内空間のチェックリストの活用	33
5. 今後の取り組みについて	34
参考資料「都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン等検討会」の概要	35

# 1. 検討会及び本報告書について

本市では、平成27年度に神戸都心部の将来像として「神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]」を、また、三宮駅周辺地域を対象に「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」を策定し、これらに基づき、都心・三宮の再整備を進めている。

こうした中、令和2年初めより新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大し、社会情勢や生活様式に変化をもたらした。

都心・三宮の再整備を進めるにあたって、こうした変化に適切かつ柔軟に対応することが必要であり、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた新しいまちづくりには、感染症対策という面からも安全・安心であることが、市民や来街者等にとって重要な視点となる。

そこで、新たな公共空間や多くの人が利用する施設の整備が進みつつある都心・三宮において、感染症対策の視点から新たな取り組みを検討するため、感染症、建築、室内環境、空間デザイン、都市政策に関する知識や専門性を有する委員による「都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン等検討会」（以下、「検討会」という。）を開催した。

検討会は、令和3年7月から12月にかけて計3回行い、屋内空間・屋外空間それぞれの空間づくりの指針や民間の建物所有者等に取り組みを促すための方策等を内容とする「感染症に強い空間ガイドライン（以下、「空間ガイドライン」という。）」について検討した。

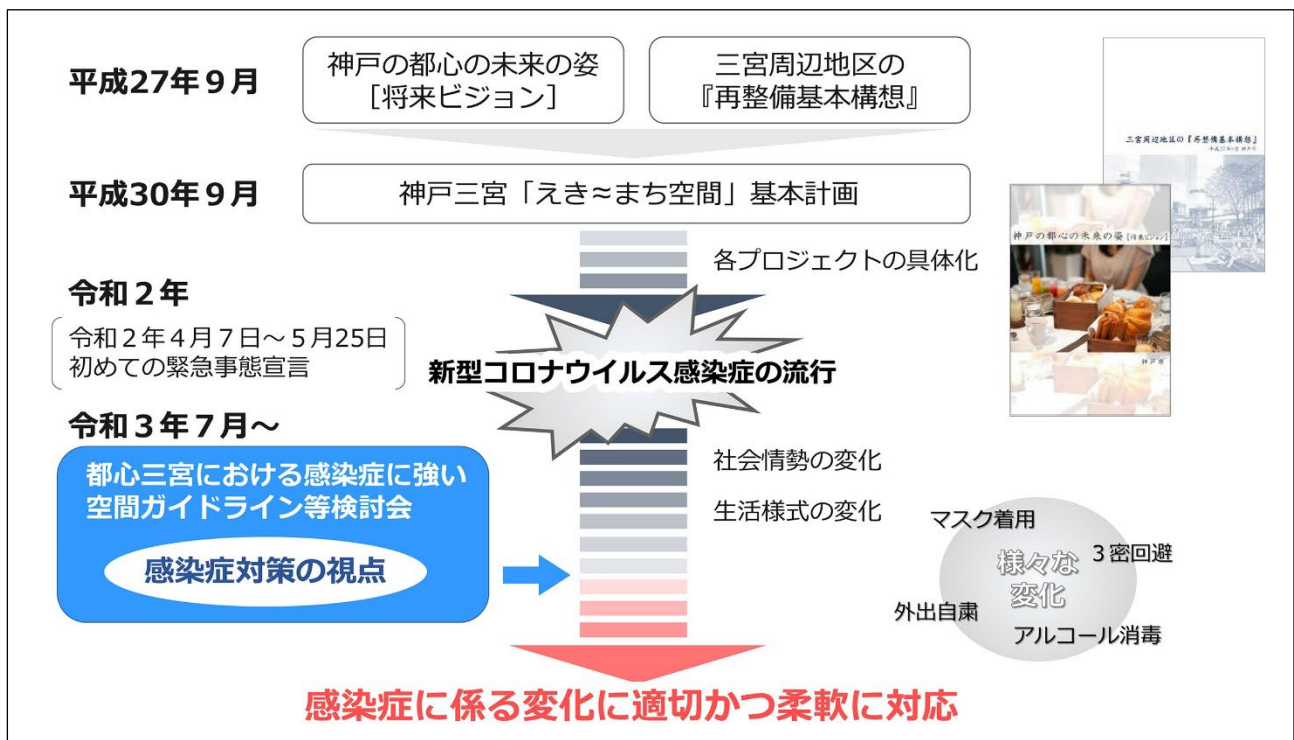
（具体的な内容）

屋内空間：主にハード面での感染症対策の指針を示した一覧表（チェックリスト）の活用

屋外空間：まちづくりや施設整備の観点から見た取り組み方針と具体的な取り組み例の提示

本報告書は、指針・方策等の検討内容及びそれらに対する委員意見など、検討会での検討状況を取りまとめたものである。

## 【検討の背景】



(参考) 都心・三宮再整備の取り組み

都心・三宮では、海と山に囲まれ、駅とまちが近いという立地条件を活かし、「駅を出た瞬間に訪れた人々が自然とまちへ誘われる『美しき港町・神戸の玄関口』」を新たなまちづくりのコンセプトとして掲げ、人が主役のまち、居心地の良い歩きたくなるまちを目指して、官民が連携して再整備の取り組みを進めている。

神戸の都心には、三宮をはじめ、旧居留地、北野、元町など、神戸らしい魅力的な拠点がモザイク状に広がっている。都心・三宮再整備では官民が連携し、それぞれの拠点の更なる魅力向上を図るとともに、都心内の回遊性を向上させる施策に取り組み、駅周辺だけでなく都心全体の活性化を目指している。

その主な取り組みとして、三宮駅周辺では、分散している中・長距離バスの乗降場を集約し、西日本最大級のバスターミナルを整備するとともに、駅前の幹線道路を人が主役の広場空間へ転換する「三宮クロススクエア」をはじめとした広く豊かな公共空間を沿道建築物と一体的に整備することにより、にぎわいを創出するとともに、駅から周辺のまちへ人が自然と誘われるよう回遊性を強化する。

一方、ウォーターフロントでは、水族館とアートが融合した劇場型アクアリウム「at o a (アトア)」を核とした複合施設「神戸ポートミュージアム」や、オフィス棟が順次オープンしており、今後も一万人規模の最先端アリーナを整備する予定である。

さらに、三宮駅とウォーターフロントの動線上に位置する市役所本庁舎2号館では、再整備により新たな「にぎわい機能」を導入するとともに、東遊園地では、都心の活性化や回遊性向上の拠点として、本格的な再整備を行っている。また、三宮駅とウォーターフロントをつなぐ税関線（フラワーロード）では、歩行者動線としての機能強化を図るとともに、国道2号による分断感の緩和策として、税関前歩道橋のリニューアルに取り組んでいる。

都心・三宮再整備を着実に推進することにより、都心のポテンシャルを向上させ、三宮周辺地区だけでなく神戸全体のまちの活性化を目指していく。

■新たな公共空間や多くの人が利用する施設の整備が進みつつある都心・三宮エリア

東遊園地



新港突堤西地区（第1突堤基部）



新たなバスターミナルビル



三宮クロススクエア東側



## 2. 空間ガイドラインの検討にあたっての基本的な考え方

本章では、空間ガイドラインの位置づけや取り組みの視点など、検討にあたっての基本的な考え方について、検討会での検討内容と委員意見を記載する。

### 1) 空間ガイドラインの位置づけ

空間ガイドラインは、建物や公共空間を対象に感染症に強い空間づくりの指針を示すために策定する。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）を踏まえて、各業界団体等が感染拡大予防のガイドラインを作成するなど、業種ごとに自主的な感染予防のための取り組みが示されている。

また、兵庫県では、感染症対策を実施している飲食店等を県が認証する「新型コロナ対策適正認証制度」により、県民の不安感を解消するとともに、飲食店等での感染拡大予防の推進を図っている。

これらは、おおむね施設等の管理や運営に関するものであり、主にソフト面に関する示唆が多くみられるが、「感染症に強い空間づくり」という観点からはハード整備に関してもあわせて考えておくことが重要である。

#### 【空間ガイドラインの位置づけ】

##### 「業種別ガイドライン」 令和2年5月～

…190を超える業界の各業種の実態に合わせた具体的な取組



##### 「新型コロナ対策適正店認証制度」（兵庫県） 令和3年6月～

…対策を実施している飲食店等を認証し公表することで、感染拡大予防対策の推進を図っている

##### 行動やイベントに対する制限

…国（関係各府省庁及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）及び都道府県からの制限

令和2年4月～  
緊急事態措置区域

令和3年2月～  
まん延防止等重点措置区域

管理・運営（主にソフト面）についての情報は数多くあるが  
都市空間のハード整備に関しても考えておくことが重要

**都心・三宮をモデル地区として、建物や公共空間を対象に  
感染症に強い空間のあり方について指針を示す**

## 2) 検討にあたっての視点

空間ガイドラインは、「①神戸ならではの取り組みであること」「②取り組みやすさを重視すること」「③フレキシブルな仕組みであること」の3つの視点を持って策定する。

### ①神戸ならではの取り組みであること

「えきまち空間」や三宮クロススクエアの整備をはじめとする都心・三宮再整備が、今回の感染症対策を踏まえて、より魅力あるものとなるような取り組みを想定する。

### ②取り組みやすさを重視すること

より多くの「場」で取られるよう、手続きや内容等において取り組みやすさを重視する。

### ③フレキシブルな仕組みであること

新たな知見に対応し、柔軟にアップデートができるよう、フレキシブルな仕組みとする。

### 【委員意見】

- \* 近くで咳をすれば感染リスクはゼロでないので、空間や建物としてここまですれば大丈夫という明確な線引きは難しい。一方で最低限ここまでやっていたら不衛生な環境ではない・蔓延しやすい建物ではないことを提示しておくことは必要と考える。
- \* 市としては、屋外空間やセミパブリックスペースでの空間づくりを通じて、感染症にも強いまちをつかっていくことに力を入れるべきである。
- \* インフルエンザをはじめとして、感染症対策は昔から行われていたが、感染力と毒性が共に強い新型コロナウイルス感染症への対応は困難であった。新たな変異株の出現への対応も含め、我々の社会がレジリエント（強靱で柔軟性がある状態）であるか、という大きな文脈の中でこの話はあるのだろう。
- \* 現在進めている三宮クロススクエアを含めた「えきまち空間」の大きな再編が、今回の感染症対策をきっかけに、より魅力あるものとなることが大事である。



### 3) 検討の方向性

感染経路についての知見や集団発生リスクが高い3つの条件を踏まえつつ、感染リスクの異なる屋内空間と屋外空間に分けて、感染症対策を検討する。

新型コロナウイルス感染症では、「飛沫感染」「接触感染」が主な感染経路として考えられている。また、直径5 $\mu$ m未満の粒子が空気中を漂うことによる「マイクロ飛沫感染」の可能性も指摘されている。

感染症対策としては、集団発生を防止することが重要である。そのためには、ひとりひとりが「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の3つの基本的な防止対策を行うとともに、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集空間」「間近で会話や発声をする密接場面」という集団発生リスクが高い3つの条件（以下、「3密」という。）が同時に重ならないようにすることが大事である。

また、屋内空間と屋外空間では感染リスクが異なることから、それぞれの特性を踏まえた対策の検討が求められる。

#### ①屋内空間

屋内空間では人が密集する場面が多く、感染リスクが高いことから、建築計画や設備計画等において、「飛沫感染」「マイクロ飛沫感染」「接触感染」への対策として、3密が重ならないよう工夫するなど、感染リスクを低減する空間づくりについて整理する。

#### ②屋外空間

屋外空間については、「屋外にいること」自体が最大の感染症対策であるため、屋外空間の快適性という観点からウィズコロナ・ポストコロナを見据えた空間づくりについて整理する。

#### 【委員意見】

##### <屋内空間>

- \*新型コロナウイルス感染症等の感染症は、主に物理的距離の取りにくい屋内で感染する。屋内空間をいかに安全にキープするかが非常に重要である。
- \*咳をしてそれが空気に漂い、付着したものに触って感染する。感染経路は、「飛沫感染」「マイクロ飛沫感染」「接触感染」である。

##### <屋外空間>

- \*マイクロ飛沫によるエアロゾル感染や飛沫核による空気感染を前提とすると「屋外にいること」自体が最大の対策であるため、「屋外で過ごす環境をいかに快適にするか」「屋外で長時間過ごしても快適な環境を保てるか」という屋外空間の快適性という観点で整理するのがよい。

#### 4) 取り組みの対象及び実施主体

屋内空間と屋外空間それぞれで、取り組みの対象や実施主体等を定める。

屋内空間と屋外空間では、感染症対策を行う対象や実施主体等が異なる。

屋内空間については、個々の建物の躯体や設備などを対象に、また、屋外空間については、不特定多数が利用する公共空間（道路・広場・公園等）や、民間施設であっても公共的な使われ方がされている空間などを対象に、その設えの決定に責任を持つ者を実施主体として、新築や改修、新規出店など新たに空間に手を加えるタイミングにおいて感染症対策に取り組んでもらい、感染症に対する安全・安心の向上を図っていくことが望ましい。

#### 【取り組みの対象の設定例】

	対象		主な実施主体	取り組む時期
屋内空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 躯体・設備</li> <li>・ 共用部分</li> <li>・ 屋上広場 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設</li> <li>・ 民間施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物所有者</li> <li>・ 建物管理者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設時</li> <li>・ 改修時</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専有部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設</li> <li>・ 民間施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物管理者</li> <li>・ 建物使用者 (テナント)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内装の改修時</li> <li>・ 店舗の出店時</li> </ul>
屋外空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設 (道路・広場・公園等)</li> <li>・ 民間施設の公共的な空間 (ピロティや公共的な通路等)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神戸市</li> <li>・ 土地所有者</li> <li>・ 建物所有者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設時</li> <li>・ 運用時 (継続的に維持)</li> </ul>

#### 【委員意見】

- \* 建物所有者やテナントが感染症に強い空間づくりを個々で考えてやるより、市が指針を示すことにより効率的に感染症対策の情報を収集でき、参考にしてもらえることが非常に大事である。
- \* 「市民の方も安心して来られる都心三宮になり、テナントも都心三宮であれば安心して入居でき、そういったテナントが集まると安心して来られる都心三宮になる」という好循環を生み出すための「仕組みとしてのガイドライン」という位置づけもある。
- \* 屋外空間についても、「官民連携においてこういうことをいっしょにやりましょう」というメッセージを込めることも考えられる。その中で、官民の役割分担において、「民間が新しく開発するときに屋外空間をこういうふうにつくってもらえませんか」ということが書いてあるとよい。

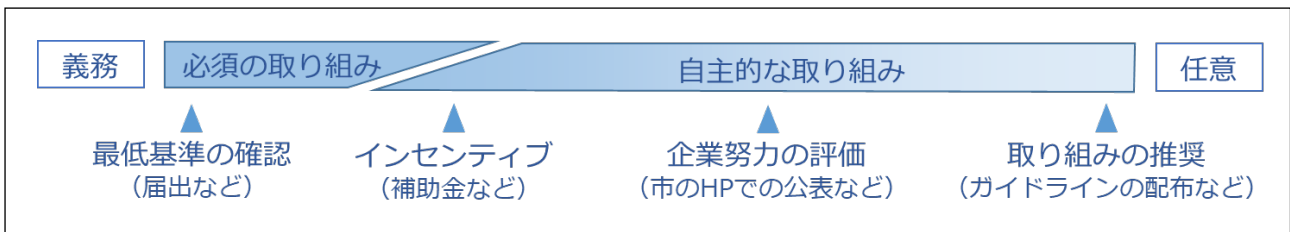


## 5) 取り組みレベル

感染を完全に防止できる技術的知見が十分に確立されていない中では、感染症対策の取り組みは義務化せず、自主的な取り組みを促す。

市民や来街者等の安全・安心に向けては、より多くの実施主体に感染症対策に取り組んでもらうことが不可欠である。その一方で、感染症対策を民間事業者を求める度合いと行政の関わり方もさまざまな手法があると考えられる。

### 【民間事業者に求める度合いと行政の関わり方(イメージ)】



感染症対策の取り組みを「義務とするか」もしくは「任意とするか」については、義務なら最低基準の順守をどう担保するか、任意なら企業努力をどう評価するか、などの観点がある。

取り組みを義務とすることで実施の数は増えるが、行政が基準を設けてお墨付きを与えることは感染を完全に防止できる技術的知見が十分に確立されていない中では難しい。このため、自主的な取り組みを促すほうが望ましいと考えられる。

また、取り組みに手間やコスト等がかかることから、企業努力の評価など実施に対する動機づけが重要になる。取り組みのレベル感と動機づけのバランスを考慮しながら、よりレベルの高い取り組みを誘導する方向で検討する必要がある。

### 【委員意見】

- \* ガイドラインについて医療の観点からは最低基準を作り守らせるということが重要と考える。
- \* 最低基準を守らせる場合は、エビデンスをもった数値と詳細な制度設計が必要になることが課題である。
- \* 義務化のために最低基準を突き詰めたら陳腐化して、結局それでいいのかとなり難しい。
- \* 先行して取り組む施設と取り組みが難しい施設があり、基準を強制すると、ついていけない人が出てくる。
- \* 現在、メーカーも新型コロナウイルス対策の設備が標準になっており、設計する側もそれが標準だろうと先行して提案に含めているのが実情である。先行して動いているものに対して、それが標準だとすれば全体の底上げにつながっていくと考えられる。

## 6) 取り組みエリア

新たな公共空間や多くの人々が利用する施設の整備が進みつつある都心・三宮をモデル地区として取り組みを進める。

都心部は、経済活動が活発に行われる場であり、より不特定多数が集まりやすいことから、感染症対策の必要性は高いと考えられる。また、再整備が進む都心・三宮では、今後新たな施設整備が計画されており、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた新しいまちづくりの考え方を反映できる好機と考えられる。

具体的なエリアの設定については、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域としてまちの再整備や魅力向上に取り組んでいる「都市再生緊急整備地域」やオフィスの集積がみられる「旧居留地地区」などを想定する。

### 【委員意見】

- \* エリア設定は、取り組みが義務か任意かということと連動していて、義務で全体の広域な範囲となれば処理が追い付かなくなるリスクも考えられる。一方で任意であればどこまで対象にするのか。モデル地区として重点的に地区設定するというのはある。
- \* 重点地区があれば、次の改修などを考えるとき、良い先行事例を見て、採用したい気持ちが生まれると思われる。結果、他地域にも取り組みが広がるのではないか。

### 3. 空間ガイドライン（案）

#### 3-1 取り組みの概要

空間ガイドラインは、「屋内空間の取り組み」と「屋外空間の取り組み」で構成し、感染リスクを低減する感染症対策の手法を整理・類型化し、民間事業者が自らの取り組みに活かし、客観的にとらえることができるようにするとともに、公共空間の整備にも活かせるものとしていく。

本章では、空間ガイドラインについて、検討会での検討内容と委員意見を記載する。なお、本章で示す屋内空間と屋外空間それぞれの取り組みの内容は、検討会での検討を踏まえて、再構成したものである。

#### 【取り組みの概要】

##### 感染症に強い空間ガイドライン

- \* 感染リスクを低減する感染症対策の手法を整理・類型化する
- \* 民間事業者が自らの取り組みの程度を確認できる
- \* 公共空間の整備においても積極的に活用する

##### 屋内空間の取り組み

###### ■ 4つの観点

- ① 身体的距離（主に飛沫感染への対策）
- ② 換気（主にマイクロ飛沫感染への対策）
- ③ 非接触（主に接触感染への対策）
- ④ 運用（感染症対策の意識づけ）

###### ■ 実施方法（案）

感染症対策の指針を示した一覧表（チェックリスト）の活用

##### 屋外空間の取り組み

###### ■ 取り組み方針

- (1) まちづくりの観点から、沿道建築物と一体となった広く豊かな屋外空間の創出及びそれらをつなぐネットワークの形成
- (2) 屋外空間の整備に際して、身体的距離が確保できる設えの工夫や混雑度の可視化など新しい技術の活用

###### ■ 具体的な取り組み例

- (1) まちづくりの観点からの取り組み
- (2) 整備に着目した取り組み
  - ① 沿道建築物と一体となった空間の整備
  - ② 開放的な自然を感じる空間の確保
  - ③ フレキシブルな空間の利活用
  - ④ パーソナルスペースを大切に空間の整備
  - ⑤ データ・新技術等を活用した情報発信・啓発等

## 3-2 屋内空間の取り組み（案）

### 1) 取り組み方針

#### (1) 取り組みの観点

屋内空間では人が密集する場面が多く、感染リスクが高い。建築計画や設備計画等において、「飛沫感染」「マイクロ飛沫感染」「接触感染」の3つの感染経路への対策として「身体的距離」「換気」「非接触」の観点から空間づくりの指針（ハード面）をまとめるとともに、空間を活用する際の「運用」の観点から感染症対策を意識づけるための指針（ソフト面）も合わせてまとめる。

##### 《観点1》身体的距離（主に飛沫感染への対策）

咳や会話で出た5 $\mu$ m以上の大きな飛沫は、1～2m離れるとほとんど直接届かないとされている。このため、感染症対策として、人と人の距離を確保することを考える。

##### 《観点2》換気（主にマイクロ飛沫感染への対策）

換気の悪い密閉空間では、5 $\mu$ m未満の粒子（マイクロ飛沫）がしばらくの間空気中を漂い、少し離れた距離にまで感染が広がると考えられている。このため、感染症対策として、換気により外気を取り込んで浮遊する飛沫濃度を希釈することや、フィルタによりウイルスを除去することを考える。

##### 《観点3》非接触（主に接触感染への対策）

咳や会話で出た飛沫が身近な設備機器等に付着し、その表面を触ることで、ウイルスが手指を通じて鼻や口、目から入ることがある。このため、感染症対策として、設備機器等への接触頻度を抑えることを考える。

##### 《観点4》運用（感染症対策の意識づけ）

感染症は建物・設備等へのハード面の対策だけで防げるものではない。このため、3密が重ならないように事前の方針や計画を検討しておくことや、「マスクの着用」「手洗い」といった日常的な感染症対策（ソフト面）の意識づけも合わせて考える。

#### (2) 感染症対策の実施方法

4つの観点による感染症対策を広く普及させるため、指針となる具体的な対策項目を示した一覧表（以下、「屋内空間のチェックリスト」という。）を策定し、活用する。

屋内空間のチェックリストにより、民間事業者が感染症に対する取り組みを客観的にとらえ、新築・改修等の際に自らの取り組みの程度を確認するきっかけにするとともに、さらなる努力を促す。

#### (3) 対象者

感染症対策を行う実施主体に応じて、屋内空間のチェックリストの対象者を「建物所有者・管理者」と「建物使用者」に分ける。

対象者	類似の表現
建物所有者・管理者	建築主、自社ビル所有者、テナントビル所有者、建物共用部管理者
建物使用者	自社ビル使用者、テナント部分使用者

#### (4) 項目ごとの度合い

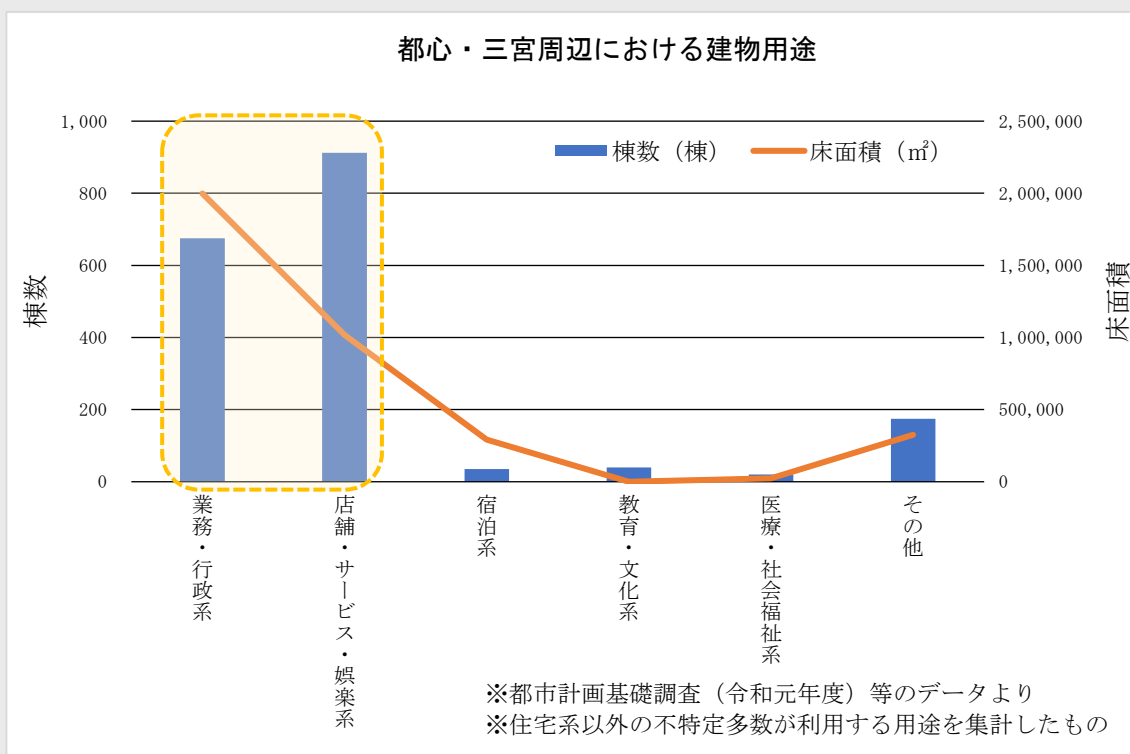
屋内空間のチェックリストでは、感染症対策の項目ごとに、効果や導入のハードルの高さなどを考慮して、「推奨レベル：◎印」「標準レベル：○印」で感染症対策の程度を示す。いずれも実施していない場合は、「未実施：－印」を選択するものとする。項目の内容に応じて、次の3通りがある。

(項目ごとの度合い)

- \* 「推奨レベル：◎印」「標準レベル：○印」「未実施：－印」から選択する項目
- \* 「推奨レベル：◎印」「未実施：－印」から選択する項目
- \* 「標準レベル：○印」「未実施：－印」から選択する項目

#### (5) 対象とする用途

対象とする用途は、都心・三宮周辺における不特定多数の利用や用途のボリュームを踏まえ、「事務所」「店舗」とする。



#### 【委員意見】

- \* 宿泊施設でも、不特定多数の方が出入りする場所は対象にしたほうがよいが、「店舗」が対象であるので、宿泊施設内の飲食店や喫茶店などは対象になると考えている。
- \* 対策・対応が用途によって異なり一括りにできないため、対象とする用途を分ける必要がある。例えば、駅を対象にして、換気設備等について今回検討しているチェックリストが適用できるかという点と少し難しい。





2) 屋内空間のチェックリスト (案)

【ねらい】 感染症対策の指針となる具体的な対策項目をもとに、民間事業者が感染症に対する取り組みを客観的にとらえ、新築・改修の際に自らの取り組みの程度を確認

【対象とする用途】  
「事務所」「店舗」

【観点1】  
主に飛沫感染への対策

【観点2】  
主にマイクロ飛沫感染への対策

【観点3】  
主に接触感染への対策

【観点4】  
感染症対策の意識づけ

項目の切り口	項目 (20項目)	感染症対策 (推奨レベル◎、標準レベル○)		対象者	
		度合い	項目	建物所有者・管理者	建物使用者
【1】 身体的距離	1-1 身体的距離・座席配置の明示	○	1 m以上 2 m未満の間隔を明示できる	●	●
		◎	2 m以上の間隔を明示できる	●	●
	◎	位置情報や混雑度の可視化による入室分散管理ができる	×	●	
	1-3 レイアウトの柔軟性	○	各フロアの間仕切りを一新できるなど、可変的な空間や余白を有している	●	×
◎		(上記に加えて) 設備機器 (空調・換気等) がレイアウト変更に対応しており、区画に分けて運用できる	●	×	
【2】 換気	2-1 機械換気	○	1人あたりの毎時換気量が「25m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満」である	●	×
		◎	1人あたりの毎時換気量が「30m <sup>3</sup> 以上」である	●	×
	2-2 便所空間の換気	○	第3種換気であり、窓が無い又は容易に開放できないようにできる	●	×
	2-3 自然換気(窓の開閉) ※便所空間を除く	○	開閉可能な窓もしくは換気口がある	●	×
		◎	自然換気窓の自動制御システムなどを導入している	●	×
	2-4 CO <sub>2</sub> 濃度の監視	○	光学式の濃度測定器を使用し、効果的に測定できる位置に設置することができる	●	●
◎		中央監視装置がある	●	×	
2-5 空調用フィルタ	◎	中性能フィルタ以上を使用し、風量や適用床面積等、総合的な設計がなされている	●	×	
2-6 空気清浄機の設置	◎	HEPAフィルタによるろ過式で風量が毎分5 m <sup>3</sup> 程度以上の空気清浄機をメーカーが指定する適用床面積に応じて設置することができる	×	●	
【3】 非接触	3-1 出入口の非接触化	○	部屋の出入口に非接触の工夫がある	●	●
		◎	建物の出入口からE Vホール等まで非接触で行ける	●	×
	3-2 タッチレスE V	◎	タッチレスE Vがある	●	×
	3-3 便所の洗面台の自動水栓化	○	自動水栓がある	●	×
3-4 便器洗浄操作の非接触化	○	センサー式便器洗浄がある	●	×	
【4】 運用	4-1 感染症対策の意識づけ	○	感染者発生に備えた対応方針がある	●	●
	4-2 感染症対策のための配置計画	○	検温・手指消毒のための備品の想定位置など動線を考慮した配置計画がある	●	●
	4-3 マスクの着用促進	○	マスクの着用を促す掲示がある	●	●
	4-4 仕切りの設置	○	窓口や机等に仕切り (アクリル板等) を設置している	●	●
	4-5 手指消毒の実施	○	出入口等に手指消毒のための備品 (アルコール消毒液等) がある	●	●
	4-6 検温の実施	○	出入口等に検温のための備品 (体温計等) がある	●	●
	4-7 その他対策		(自由記入)	●	●

【度合いの目安】  
推奨レベル：◎印  
標準レベル：○印  
未実施：-印

【感染症対策の指針】  
感染リスクを低減するための20項目の対策

【実施主体の目安】  
建物所有者・管理者と  
建物使用者の2通り



## (1) チェックリストの各項目

### 【1】身体的距離

咳や会話で出た5 $\mu$ m以上の大きな飛沫は、1～2m離れるとほとんど直接届かないとされており、専門家会議の提言における「新しい生活様式」の実践例（令和2年5月4日）では、「人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける」ことが示されている。

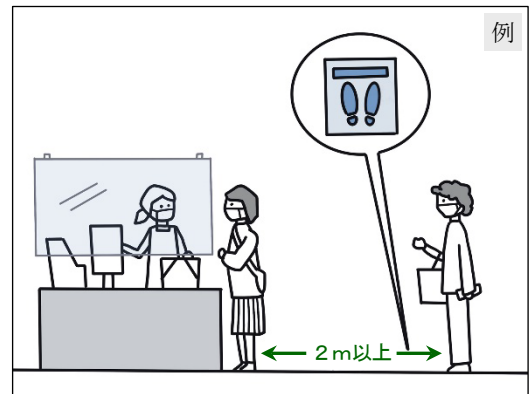
この考え方を基本に、密集を避けるため室内の利用者の密集状況を確認できることや、利用者が密集しないようあらかじめ室内のレイアウトを柔軟に変更できることが感染症対策として考えられる。

これらを踏まえて、主に飛沫感染への対策として、身体的距離・座席配置の明示、位置情報の可視化、レイアウトの柔軟性を掲げる。

#### 1-1 身体的距離・座席配置の明示

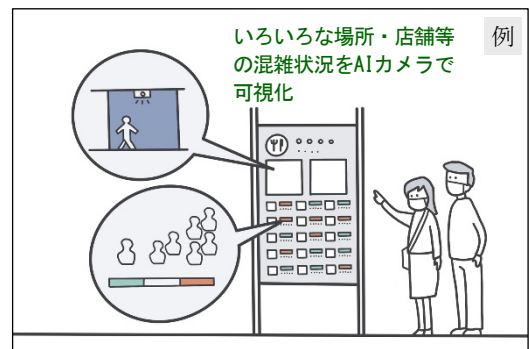
**標準レベル** 1m以上2m未満の間隔を明示できる

**推奨レベル** 2m以上の間隔を明示できる



#### 1-2 位置情報の可視化

**推奨レベル** 位置情報や混雑度の可視化による入室分散管理ができる



#### 1-3 レイアウトの柔軟性

**標準レベル** 各フロアの間仕切りを一新できるなど、可変的な空間や余白を有している

**推奨レベル** (上記に加えて) 設備機器（空調・換気等）がレイアウト変更に対応しており、区画に分けて運用できる



### 【委員意見】

- \* 「位置情報の可視化」はイメージが湧きにくいところもあるので、具体例があるとよい。
- \* 百貨店や大規模商業施設では、特に土日や夕方などの混雑時、混み具合を表示できるようにしてもよい。

## 【2】換気

専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（令和2年3月9日）では、3密が重なる場所で、新型コロナウイルス感染症の集団発生のリスクが高いことが示されている。

また、換気の悪い密閉空間では、5 $\mu$ m未満の粒子（マイクロ飛沫）がしばらくの間空气中を漂い、少し離れた距離にまで感染が広がると考えられている。

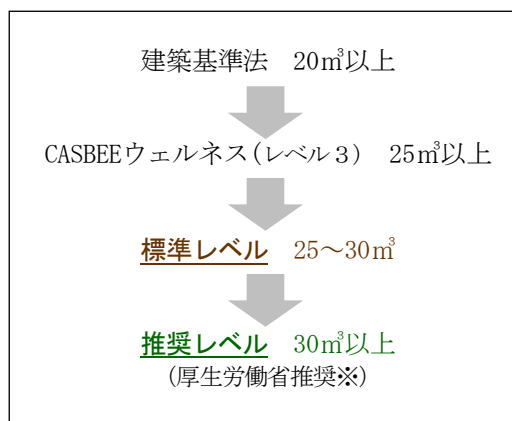
換気は、外気を取り込んで浮遊する飛沫濃度を希釈して下げる効果がある。厚生労働省の提言「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」（令和2年11月27日）では、感染症対策として、窓の開放のほか、機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量（一人あたり毎時30 $\text{m}^3$ ）を確保することを推奨している。必要換気量を満たしているかを確認する方法としては、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないかを確認することも有効であるとされている。

また、室内空気の浄化方法として、フィルタの性能に応じたウイルス除去がある。空気調和・衛生工学会の「新型コロナウイルス感染対策としての空調・衛生設備の運用について」（令和3年4月1日）では、中性能フィルタによるウイルスの除去効果が示されている。さらに、厚生労働省の提言では、空気清浄機はHEPAフィルタによるろ過式で、風量が毎分5 $\text{m}^3$ 程度以上のものを使用することを推奨している。

これらを踏まえて、主にマイクロ飛沫感染への対策として、換気設備の設置、CO<sub>2</sub>濃度の監視、空調用フィルタや空気清浄機の設置を掲げる。

### 2-1 機械換気

標準レベル	1人あたりの毎時換気量が「25 $\text{m}^3$ 以上30 $\text{m}^3$ 未満」である
推奨レベル	1人あたりの毎時換気量が「30 $\text{m}^3$ 以上」である



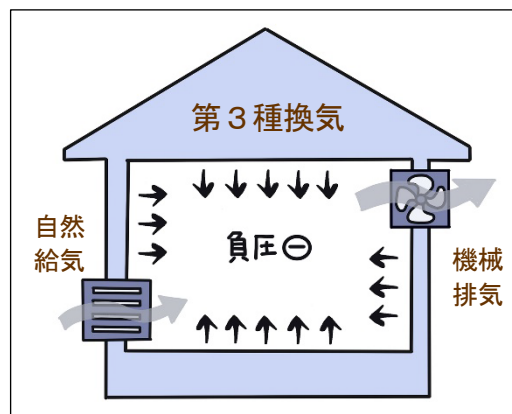
1人あたりの毎時必要換気量の目安

※：厚生労働省「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」による

### 2-2 便所空間の換気

標準レベル	第3種換気であり、窓が無い又は容易に開放できないようにできる
-------	--------------------------------

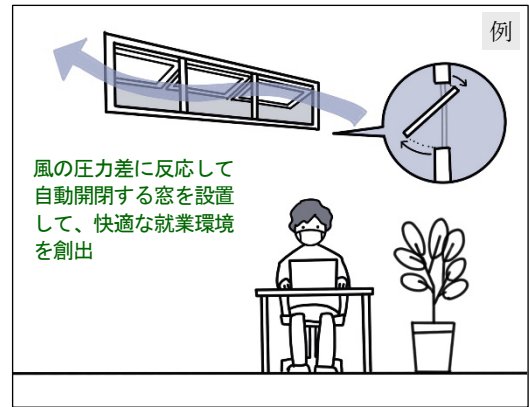
第3種換気：窓開けや給気口等より給気を自然に行い、排気ファンなどを利用して機械的に行う換気方式



## 2-3 自然換気（窓の開閉）※便所空間を除く

**標準レベル** 開閉可能な窓もしくは換気口がある

**推奨レベル** 自然換気窓の自動制御システムなどを導入している

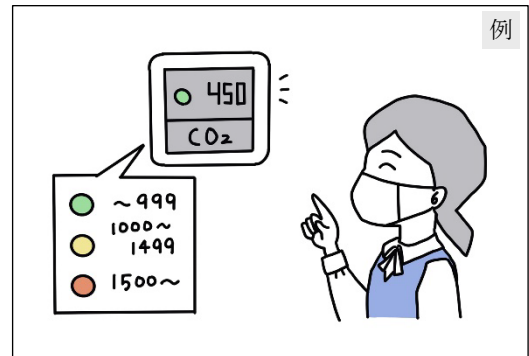


## 2-4 CO<sub>2</sub>濃度の監視

**標準レベル** 光学式の濃度測定器を使用し、効果的に測定できる位置に設置することができる

**推奨レベル** 中央監視装置がある  
(対象は建物所有者・管理者のみ)

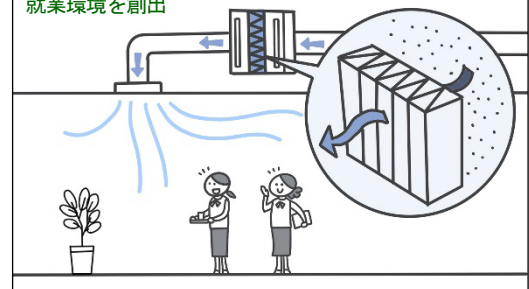
光学式：NDIR(非分散型赤外線吸収)や光音響方式など、二酸化炭素分子を吸収する特定の波長光を利用した検知の方式を指す  
設置場所の目安：ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れた場所（厚生労働省「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」による）



## 2-5 空調用フィルタ

**推奨レベル** 中性能フィルタ以上を使用し、風量や適用床面積等、総合的な設計がなされている

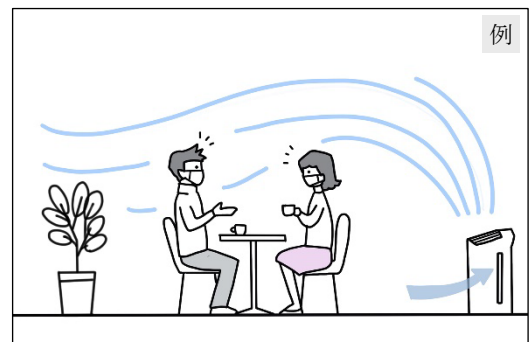
中性能フィルタでウイルスを除去して、快適な就業環境を創出 (Example)



## 2-6 空気清浄機の設置

**推奨レベル** HEPAフィルタによるろ過式で風量が毎分5 m<sup>3</sup>程度以上の空気清浄機をメーカーが指定する適用床面積に応じて設置することができる

HEPAフィルタ：定格風量で粒形が0.3μmの粒子に対して99.97%以上の粒子捕集率を有する高性能なフィルタ



### 【委員意見】

- \* 「機械換気」の換気量について、本当に計画値の換気量が出ているのかという点は難しいが、数値の確認としては計画値とならざるをえない。
- \* 「高効率な換気設備」をチェックリストの項目に入れる場合、居住域での規準化居住域濃度の実測や計算値がチェック可能だと思うが、設計図書の中からはチェックが難しいだろう。
- \* 「CO<sub>2</sub>濃度の監視」について、測定器の効果のある設置方法に関する注意書きが必要である。
- \* 「空調用フィルタ」について、チェックリストとしては、専門的な細かな指定よりも中性能フィルタ以上という指定の仕方が現実的である。

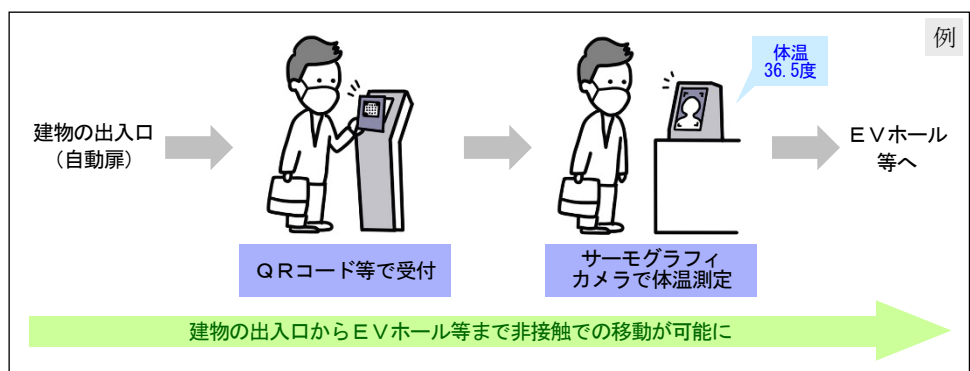
【3】非接触.....

咳や会話で出た飛沫が身近な設備機器等に付着し、その表面を触ることで、ウイルスが手指を通じて鼻や口、目から入る接触感染を防ぐためには、建物の設備や器具に触れることなく建物内を移動できたり、接触頻度を極力抑える工夫が有効である。

これを踏まえて、主に接触感染への対策として、不特定多数が利用する建物の出入口付近やエレベータ内、便所内での非接触化を掲げる。

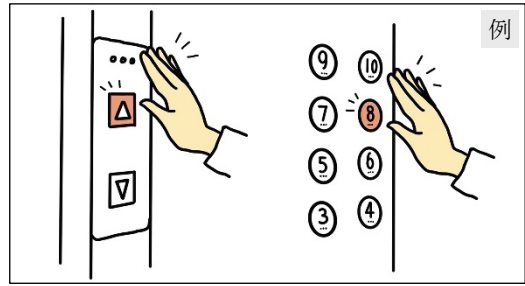
3-1 出入口の非接触化

標準レベル	部屋の出入口に非接触の工夫がある
推奨レベル	建物出入口からEVホール等まで非接触で行ける（対象は建物所有者・管理者のみ）



3-2 タッチレスEV

推奨レベル	タッチレスEVがある
-------	------------



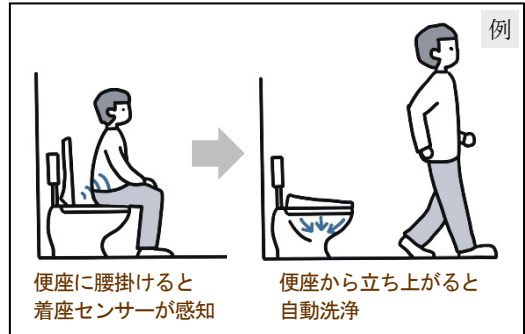
3-3 便所の洗面台の自動水栓化

標準レベル	自動水栓がある
-------	---------



3-4 便器洗浄操作の非接触化

標準レベル	センサー式便器洗浄がある
-------	--------------





【4】運用.....

建物・設備等に対して行うハード面の感染症対策と合わせて、感染症対策の意識向上のための取り組みや、マスクの着用促進や仕切りの設置、手指消毒・検温など、新型コロナウイルス感染症の流行後に多くの建物等で実施されている基本的な取り組みについても、感染症対策の項目として掲げる。

4-1 感染症対策の意識づけ

標準レベル 感染者発生に備えた対応方針がある

**お客様へのお願い**  
 施設内でのマスク着用と入口での検温にご協力をお願いいたします

**当施設の取り組み**  
 スタッフは常時 こまめに手洗い 窓口に飛沫防止 身体的距離の確保  
 マスクを着用 と除菌を実施 シートを設置 の床面表示を設置



4-2 感染症対策のための配置計画

標準レベル 検温・手指消毒のための備品の想定位置など動線を考慮した配置計画がある



4-3 マスクの着用促進

標準レベル マスクの着用を促す掲示がある

**正しいマスクの着用**  
 ①鼻と口の両方を ②ゴムひもを耳に ③隙間がないよう  
 確実に覆う かける 鼻まで覆う



4-4 仕切りの設置

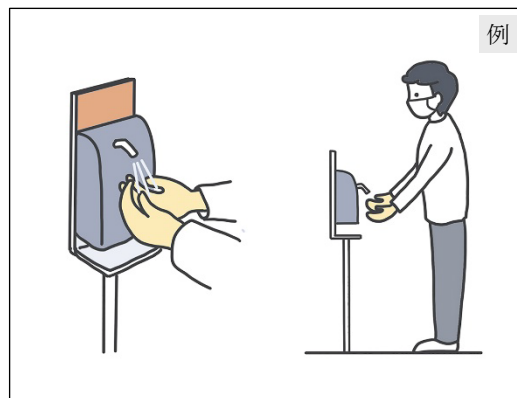
標準レベル 窓口や机等に仕切り（アクリル板等）を設置している



#### 4-5 手指消毒の実施

##### 標準レベル

出入口等に手指消毒のための備品（アルコール消毒液等）がある



#### 4-6 検温の実施

##### 標準レベル

出入口等に検温のための備品（体温計等）がある



#### 【委員意見】

- \* 屋内空間のチェックリストの「運用」について、マスクと手洗いを外してはいけない。ハード面の対策で感染のリスクを減らす考えはわかるが、現在のところ感染予防できる最もエビデンスがある方法は、マスク、手洗い、距離をとることである。
- \* 建物の中の配置計画について感染症に強いものになっているかということがとても大事である。

## (2) 実施主体に応じたチェックリスト

チェックリストは、実施主体に応じて使いやすいように、「建物所有者・管理者」を対象にした18項目と「建物使用者」を対象にした12項目に絞って整理したリストをそれぞれ用意する。

民間事業者が自らの感染症対策の状況と照らし合わせて、「推奨レベル：◎印」「標準レベル：○印」を選択し、いずれも実施していない場合は、「未実施：－印」を選択する。

### 【建物所有者・管理者向け】18項目

項目の切り口	項目 (18項目)	チェック
		建物所有者・管理者
【1】 身体的距離	1-1 身体的距離・座席配置の明示	選択:◎/○/－
	1-3 レイアウトの柔軟性	選択:◎/○/－
【2】 換気	2-1 機械換気	選択:◎/○/－
	2-2 便所空間の換気	選択:○/－
	2-3 自然換気(窓の開閉) ※便所空間を除く	選択:◎/○/－
	2-4 CO <sub>2</sub> 濃度の監視	選択:◎/○/－
	2-5 空調用フィルタ	選択:◎/－
【3】 非接触	3-1 出入口の非接触化	選択:◎/○/－
	3-2 タッチレスEV	選択:◎/－
	3-3 便所の洗面台の自動水栓化	選択:○/－
	3-4 便器洗浄操作の非接触化	選択:○/－
【4】 運用	4-1 感染症対策の意識づけ	選択:○/－
	4-2 感染症対策のための配置計画	選択:○/－
	4-3 マスクの着用促進	選択:○/－
	4-4 仕切りの設置	選択:○/－
	4-5 手指消毒の実施	選択:○/－
	4-6 検温の実施	選択:○/－
	4-7 その他対策	選択:記入有/無

#### 【対策状況の選択】

推奨レベル：◎印  
標準レベル：○印  
未実施：－印

### 【建物使用者向け】12項目

項目の切り口	項目 (12項目)	チェック
		建物使用者
【1】 身体的距離	1-1 身体的距離・座席配置の明示	選択:◎/○/－
	1-2 位置情報の可視化	選択:◎/－
【2】 換気	2-4 CO <sub>2</sub> 濃度の監視	選択:○/－
	2-6 空気清浄機の設置	選択:◎/－
【3】 非接触	3-1 出入口の非接触化	選択:○/－
【4】 運用	4-1 感染症対策の意識づけ	選択:○/－
	4-2 感染症対策のための配置計画	選択:○/－
	4-3 マスクの着用促進	選択:○/－
	4-4 仕切りの設置	選択:○/－
	4-5 手指消毒の実施	選択:○/－
	4-6 検温の実施	選択:○/－
	4-7 その他対策	選択:記入有/無

#### 【対策状況の選択】

推奨レベル：◎印  
標準レベル：○印  
未実施：－印

※感染症対策の項目が建物・設備の状況により該当しない場合もありうる。

### 【委員意見】

- \*建物所有者・管理者向けと建物使用者向けがあり、わかりやすいチェックリストになっている。
- \*建物所有者・管理者向けのほうは少し専門的でもよいと思うが、建物使用者向けはわかりやすく、とても使いやすいそうである。

### 3-3 屋外空間の取り組み（案）

ポストコロナを見据えた新しいまちづくりに向けた屋外空間の取り組み方針および具体的な取り組み例を示すとともに、民間事業者が屋外空間を整備・運営する際の参考としていただくことで、官民が連携して感染症に強いまちづくりを進めていきたいと考えている。

#### 1) 取り組み方針

新型コロナウイルス感染症の影響により新たな生活様式が推奨される中、換気の良い屋外空間で過ごすことが感染症対策につながるため、快適な屋外空間を創出し、その空間をより利活用していただく重要性が高まっている。また、広場をはじめとする屋外空間では来訪者の数による評価だけではなく、3密を避けた日常の使い方に対する価値観が高まり、「居心地の良さ」がこれまで以上に重視されている。このような状況を踏まえ、都心・三宮再整備では、以下の観点から、人が主役の居心地の良い空間を創出することにより「感染症に強いまちづくり」を目指す。

##### (1) まちづくりの観点からの取り組み

道路や広場空間と沿道建築物が一体となった風通しの良い広く豊かで快適な屋外空間を創出するとともに、それらをつなぐウォークアブルな空間の整備などにより魅力的な屋外空間のネットワークを形成する。

##### (2) 整備に着目した取り組み

身体的距離が確保できるような設えの工夫や過密をコントロールできるフレキシブルな空間整備、より快適な屋外空間に向けた整備、混雑度の可視化などの新しい技術や制度の活用を進める。



東遊園地



神戸国際会館前



三宮クロススクエア東側(第2段階)イメージ

#### 【委員意見】

- \* 現在進めている三宮クロススクエアを含めた「えきまち空間」の大きな再編が、今回の感染症対策をきっかけに、より魅力あるものとなることが大事である。(再掲)
- \* 公有地/民有地だけでなくセミパブリックスペースをどのようにつくるかの視点も重要である。
- \* 神戸市がこれから都心・三宮再整備の中でつくっていく屋外空間の方針や取り組み事例を載せることや、行政が取り組もうとしている姿勢を示すことは意味がある。
- \* 来訪者を多くすることだけをまちづくりの目的にするのではなく、コミュニケーションの質・幅の向上が求められる。
- \* マイクロ飛沫によるエアロゾル感染や飛沫核による空気感染を前提とすると「屋外にいること」自体が最大の対策であるため、「屋外で過ごす環境をいかに快適にするか」「屋外で長時間過ごしても快適な環境を保てるか」という屋外空間の快適性という観点で整理するのがよい。(再掲)





## 【屋外空間のネットワークの形成】

魅力的な屋外空間をつなぐ街路を歩いて楽しくなる歩行者空間に再整備することで、「広く豊かな屋外空間」のネットワークを形成。



税関線と東遊園地（イメージ）

## 【自転車走行空間の整備】

密閉空間を避けた移動手段であり、健康増進にも寄与する自転車の利用促進と歩行者の安全性の向上を図るための「自転車走行空間」を整備。



新虎通り

出典：UR press vol.51撮影：©新潮社写真部 青木登

## 【風の通り道の創出】

風通しの良いオープンスペースを創出するとともに、それらを街路でつなぎ、瀬戸内海や六甲山等から送り込まれる清涼な風の通りを創出。



税関前歩道橋から山側を望む

## 【委員意見】

- \* 広い屋外空間をどうやって確保し、それをいかにネットワークするかという視点が重要である。各オープンスペースを繋ぐ空間そのものの快適性も重視する必要がある。
- \* 自転車の利用促進はよいと思う。合わせて、駐輪場の整備や、自転車走行空間が路上駐車で妨げられないような対策が必要ではないか。
- \* 都市内での風環境・風の道など、都心に快適な風環境をどのように取り入れていくかを検討することも重要である。神戸は東西の道路空間がしっかりしており、南北の抜けというのがおそらく風環境にすごく効いてくると思う。そういった風環境への配慮が長い視点が必要である。



## (2) 整備に着目した取り組み

屋外空間における感染症対策と都市空間の魅力向上に資する取り組みは、神戸市や国内外の各都市でも様々行われており、官民連携による事例や、各空間の強みを活かした事例、ファニチャーの設えを工夫した事例、新たな技術や制度を活用した事例などがある。ここでは、今後、神戸市や民間事業者が屋外空間を整備する際に参考となる取り組み事例として、次の5つの視点に分けて掲載する。

(5つの視点)

- ①沿道建築物と一体となった空間の整備
- ②開放的な自然を感じる空間の確保
- ③フレキシブルな空間の利活用
- ④パーソナルスペースを大切にした空間の整備
- ⑤データ・新技術等を活用した情報発信・啓発等

## ①沿道建築物と一体となった空間の整備

換気の良い屋外空間の強みを活かし、公共空間と沿道建築物が一体となり、憩いやにぎわい・快適さを生み出す豊かな屋外空間を整備。

### 取り組み事例

#### ■三宮クロススクエア（神戸市）

駅前の幹線道路を人中心の広場空間へ転換し、沿道建築物と一体となって、ゆとりがあり緑陰・水盤による快適さを備えた屋外空間を整備し日常的なにぎわいや憩いの空間を創出するとともに、駅から周辺のまちへのつながりを強化し、神戸の玄関口にふさわしい空間を創出。



#### ■サンキタ通り（神戸市）

舗装材を道路に面した民地部分と統一することや、沿道店舗のにぎわいが公共空間ににじみ出すなど、公共空間と沿道建築物が一体となったシームレスな空間を創出。また、道路占用の許可基準の緩和制度(コロナ占用特例)<sup>※1</sup>を活用したテラス営業を実施し、屋外でゆったりと飲食することができる魅力的な空間を整備<sup>※2</sup>。

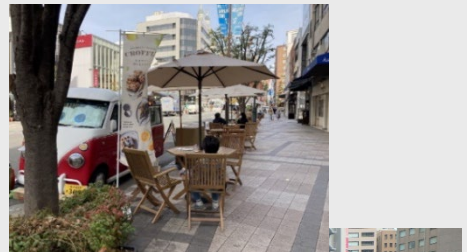


※1 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける沿道飲食店等を支援するための道路占用の緩和制度。

※2 令和4年4月より、歩行者利便増進道路制度の運用開始予定。

#### ■三宮中央通り（神戸市）

道路空間の一部に、カウンターテーブルやベンチを設置し、まちなみを眺めながらの休憩や、仕事もできるような空間を整備(KOBEパークレット)。また、歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)制度<sup>※3</sup>を活用し、飲食スペース等を設置。



※3 賑わいのある道路空間を創出するため、道路法改正(令和2年5月27日公布、11月25日施行)により創設。歩行者中心の道路として構築すべき道路を道路管理者が指定する制度。



### 【委員意見】

\*官がイニシアティブをとって姿勢を示しつつ、官民が連携した一体的な空間作りが重要である。

\*広い屋外空間をどうやって確保し、それをいかにネットワークするかという視点が重要である。各オープンスペースを繋ぐ空間そのものの快適性も重視する必要がある。(再掲)

\*公有地/民有地だけでなくセミパブリックスペースをどのようにつくるかの視点も重要である。(再掲)

## ②開放的な自然を感じる空間の確保

身近に自然を感じ、運動不足の解消・ストレス緩和の効果が得られる場としての、開放的な広場空間を確保。

### 取り組み事例

#### ■東遊園地（神戸市）

フラワーロードに面したエントランスから平坦に連続し、どこからでもアプローチしやすく、誰もが気軽にくつろぐことができるとともに、多様なプログラムやイベントに対応できる芝生広場を整備。



#### ■みなとのもり公園（神戸市）

広々とした芝生広場やそれを囲むようにジョギングコースを整備することで、芝生でくつろぐ人、ジョギングや球技に汗を流す人など、自由に思い思いの利活用ができる空間を創出。



#### ■南池袋公園（東京都）

一年中緑の広がる芝生広場に加え、カフェレストラン、地域活動の拠点として利用できる多目的広場、芝生広場を広く見渡せる階段状のベンチなど、工夫された設えにより多世代が楽しめる空間を創出。



### 【委員意見】

- \* 自然に触れられる都心再生という視点が重要である。
- \* マイクロ飛沫によるエアロゾル感染や飛沫核による空気感染を前提とすると「屋外にいること」自体が最大の対策であるため、「屋外で過ごす環境をいかに快適にするか」「屋外で長時間過ごしても快適な環境を保てるか」という屋外空間の快適性という観点で整理するのがよい。（再掲）

### ③フレキシブルな空間の利活用

利用者が自ら過密をコントロールできるよう、可動式のファニチャー（椅子・テーブル等）の設置が可能となるフレキシブルで多様な利活用ができる空間や、気温や日射などの変化にも配慮し、パラソルや簡易なテント等の設置により快適に過ごすことができる空間を整備。また、遊休地・低未利用地等を活用したにぎわいを創出。

#### 取り組み事例

##### ■東遊園地（神戸市）

休憩等の日常使い、デッキテラスを活かした小規模イベントや周辺の屋外広場とも連携した大規模イベント等、様々な形態に対応できる空間を整備。



##### ■ブライアントパーク（ニューヨーク）

公園内のどこにでも座れることが大切というコンセプトのもと、誰もが簡単に動かせる軽量の椅子を常時公園内に設置。



##### ■ハイライン（ニューヨーク）

ゆったりとくつろげる可動式の木製デッキチェアを適度に配置することで、屋外空間において休息や語らいの場として活用。



##### ■JR三ノ宮駅南側駅前広場（神戸市）

フレキシブルな土地利用として、三宮ターミナルビルの解体跡地を活用し、風通しの良い屋外空間で、期間限定の飲食スペースやライブステージ等を設置（Street Table三ノ宮：2020年12月19日～2021年11月28日開催）。



#### 【委員意見】

- \* 可動式の椅子の配置は人々の多様な過ごし方を支えるうえで魅力的であり、都市空間の価値を高めるのではないと思う。
- \* 可変性が高い設備で柔軟に屋外空間を使いこなすことは、災害など非常時の対応にも有用であり、重要な視点である。
- \* 風通しの良い屋外空間の低未利用地をうまく活用することが重要である。低未利用地の活用として、JR三ノ宮駅前のStreet Table三ノ宮は良い例である。



#### ④パーソナルスペースを大切にした空間の整備

広場空間等において来訪者の適切な身体的距離を確保し、思い思いの時間を過ごすことができるように、ファニチャー等の配置・設えを工夫。

##### 取り組み事例

###### ■葺合南54号線（神戸市）

個人空間に配慮した様々なタイプのベンチ配置をすることで、一定の距離を保ち心理的に安心できる空間を創出。



###### ■大手モール（富山市）

2m以上の間隔で配置されている既存のポラードにテーブルを設置し、ウィズコロナ時代のストリートファニチャーを配置。



##### 【委員意見】

- \* 3人掛けベンチの真ん中を構造的に座れないようにするといった対策は、今は必要かもしれないが、長期的な視点で空間デザインを考えた場合、良い施策とは言えないのではないか。
- \* 「ひとりでも豊かに過ごすことのできる都市デザイン」という、より質の高い空間デザインを考えることが重要である。

## ⑤データ・新技術等を活用した情報発信・啓発等

新しい情報発信技術等を用いて、感染症対策や各種安全・安心に資する情報を提供。また、不特定多数の人が利用する屋外空間においても、屋内空間等で採用している非接触型設備やシステム等の新しい技術を設置・導入。

### 取り組み事例

#### ■混雑度の可視化

イベント会場の混雑度をリアルタイムにホームページ上で確認できるなど、各所の混雑度を可視化できるシステムを導入。



引用：丸の内ストリートパークホームページ

#### ■デジタルサイネージの活用

デジタルサイネージに様々な施設の混雑状況を表示することで、分散利用を促し3密を防ぐとともに、利用者にとっても、混雑時間を避けることで、時間の有効活用が可能。また、感染症対策や各種安全・安心情報を発信することが可能。



#### ■非接触型設備やシステム等を設置・導入

- ・屋外で利用できるトイレや広場空間の水飲み場等に「非接触型水洗設備」を設置。
- ・有料イベントを開催する場合の「チケットレス入場」や「キャッシュレス決済」システムを導入。



#### 【委員意見】

\*屋外空間で、規模の大きいイベントをする際などは、デジタルサイネージ等で混雑度を表現するのもよいと思う。

## 4. 空間ガイドラインの運用に向けた検討課題

検討会では、市が空間ガイドラインを策定した後の運用に向けて考慮すべき事項を議論したが、その中には具体の運用のほか、施策の公平性や現時点でのエビデンスの問題、市及び民間事業者の負担などの観点から、施策の実施や運用方法について慎重な検討を求められたものもあった。

これらは引き続き市において検討が必要な内容であるため、「検討課題」として委員意見とともに整理する。

### 1) 空間ガイドラインの広報・周知

#### (1) 効果的な広報・周知の方法

空間ガイドラインに基づいた感染症対策がより多くの施設で実施されるには、より効果的な広報・周知が非常に重要である。

空間ガイドラインを広報・周知する方法として、まずは感染症対策の手法をわかりやすくまとめたパンフレット等を配布あるいは市のホームページ等で公表し、屋内空間のチェックリストや屋外空間の取り組み事例の活用を広く呼びかけることが考えられる。

#### (2) 取り組み実績の公表のあり方

空間ガイドラインを活用した実績を周知することも考えられる。例えば、民間事業者がチェックリストを活用して感染症対策を確認した場合に、その結果を市のホームページ等で公表することにより、安全・安心に向けて企業努力している施設としてPRし、民間事業者の感染症対策への意欲を掘り起こすとともに、利用者への安全・安心の周知にもつながる。

委員からは、市のホームページ上での民間事業者の取り組み実績の公表について、市の負担とその効果のバランス等への指摘があり、引き続きそのあり方について十分な検討を行う必要がある。

#### 【委員意見】

- \* 広報は、取り組みを関係機関に理解してもらい、営業許可の届出などの既存の届出が関係機関に出されたときに、周知のためにチェックリストを渡してもらうほうが非常に大事である。
- \* 事業者側は自らの取り組み実績が市のホームページに掲載されているだけでも、市の目も通っていると、第三者から見てもらえるという意味ではメリットもある。
- \* 「安全・安心に向けて企業努力している施設のPR」として市がホームページに公表という案について、届出された内容が長期に渡ってどれくらい担保されているかわからない中で、市のホームページを随時更新するようなマンパワーが必要になるため、そこまでする必要はあるのかの検討が必要である。
- \* 地域のまちづくり団体をいかに育てていくか、活躍していただく形にもっていくかというところにマンパワーを割いたほうが長期的に運用できる。自分たちのまちをまちづくり団体がチェックする方向に持っていくほうがよい。

## 2) 支援施策

### (1) 補助金や容積率緩和などのインセンティブのあり方

感染症対策に対する既存の支援施策としては、業務用施設を対象とした高機能換気設備等の導入支援（環境省）、飲食店等を対象とした感染症対策の適正店としての認証制度（兵庫県）が挙げられる。

#### ■既存の支援施策（※いずれも期間限定）

環境省	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 対 象：業務用施設 補助額：換気設備 1,000万円、任意設備 1,000万円
兵庫県	がんばるお店“安全安心PR”応援事業 対 象：新型コロナ適正店認証ステッカーの交付を受けた飲食店 補助額：感染症防止対策設備等購入費 5～10万円

市が支援する場合、これらの既存の支援制度と重複しないよう留意する必要がある。感染症対策への投資を後押しするインセンティブ施策としては、設備への投資に対する補助や容積率緩和などの建設時の優遇が考えられる。

委員からは、補助金や容積率緩和などのインセンティブについて、行政の支援施策により民間事業者が感染症対策に取り組む動機づけをわかりやすく構築することも重要であるが、感染症対策のエビデンスの問題や他の制度との公平性などの指摘があり、引き続きそのあり方について十分な検討を行う必要がある。

### (2) トータルコーディネート支援の可能性

実施のハードルや負担を下げるための推進施策としては、専門的な観点から感染症対策の助言を受けるとータルコーディネート支援の仕組みづくり等が考えられる。

委員からは、商業的なコーディネート支援については、感染症対策の分野はまだ成熟していないとの指摘があり、行政が公的に支援するには時期尚早な面もみられる。

#### 【委員意見】

- \* 感染症対策は私有財産である建物の質を上げるためのものであるため、容積率の緩和までやる必要はない。金利優遇なども他の制度との公平性やエビデンスがどれくらいあるかという観点から、これに対してインセンティブを与えることはかなり難しくやめたほうがよい。
- \* 商業的なコーディネート支援については、例えば気流解析等はその計算精度の信頼性が高いとは言い難いものも世に出てきている可能性も考えられ、それを神戸市が支援するのは控えられたほうがよい。
- \* 運用を開始する時点で特別な支援施策を考えなくてもよい。



### 3) 屋内空間のチェックリストの活用

#### (1) 自己評価結果の表示イメージ

屋内空間のチェックリストの活用方法として、民間事業者の感染症対策の取り組み状況をわかりやすく表示し、民間事業者が自らの取り組みをPRすることが考えられる。

ただし、設備への投資など、取り組み達成への難易度に項目間で差があることなどから、総合的な評価や厳密な点数化は控え、各項目の達成状況を明示することが望ましいと考えられる。

【チェックリストを活用した自己評価結果の表示例】

感染症対策 屋内空間の対策状況表示			
建物名称	●●●●ビル	推奨レベル	5
建物所有者・管理者	(株) ■■■■会社	標準レベル	9
項目の切り口	項目	チェック	選択肢
①身体的距離	1-1.身体的距離・座席配置の明示	◎	[◎/○/-]
	1-3.レイアウトの柔軟性	○	[◎/○/-]
②換気	2-1.機械換気	◎	[◎/○/-]
	2-2.便所空間の換気	○	[○/-]
	2-3.自然換気（窓の開閉）	◎	[◎/○/-]
	2-4.CO2濃度の監視	◎	[◎/○/-]
	2-5.空調用フィルタ	—	[◎/-]
③非接触	3-1.出入口の非接触化	◎	[◎/○/-]
	3-2.タッチレスEV	—	[◎/-]
	3-3.便所の洗面台の自動水栓化	○	[○/-]
	3-4.便器洗浄操作の非接触化	○	[○/-]
④運用	4-1.感染症対策の意識づけ	○	[○/-]
	4-2.感染症対策のための配置計画	○	[○/-]
	4-3.マスクの着用促進	○	[○/-]
	4-4.仕切りの設置	—	[○/-]
	4-5.手指消毒の実施	○	[○/-]
	4-6.検温の実施	○	[○/-]
	4-7.その他対策	有	[有/無]

#### 【委員意見】

- \* 「いくらだったらよいのか」という数値について全体的な基準を設けることは難しい。項目ごとに重みが同じとは言えず、感染症対策として有効性を数値化できないところもある。「いくつチェックが付いている」ということを安易に表示するのは危険である。チェックリストの項目に対して「できている」「できていない」と結果だけを載せるほうがよい。
- \* CASBEEのようにSランク、Aランクと言えるものであればよいが、そこまで情報や関係がわかっているものではない。「現状で考える対策についてどれができているのかを個別に見る」というのが現実的だと思う。
- \* チェックリストを使ってもらうことが大事なので、届出をさせて市で確認することまではしなくてもよいが、事業者がチェックリストを使って感染症対策をチェックしていることを証明できるようにお店などで貼れるようにするなど、事業者がアピールできるような形にしたほうがよい。

## (2) チェックリストの活用方法

民間事業者に感染症対策を促す仕組みとして、屋内空間のチェックリストを任意で届出させ、感染症対策をプラスαの取り組みとして評価することが考えられる。また、既存の建物での感染症対策も評価するため、新築や改修時だけでなく、テナント入居時も届出のタイミングにすることも考えられる。

委員からは、任意の届出について、その必要性や市・民間事業者双方への負担などの指摘もあり、技術的知見の状況も踏まえながら、引き続きチェックリストの運用方法を検討する必要がある。

### 【委員意見】

- \*届出をさせるということは民間事業者にも大変業務の負荷をかけ、市役所側も非常に負荷がかかるため、チェックリストは「事業者が自ら参考にするもの」と位置づけたほうがよい。
- \*期間をいつまでやるのかというのは悩ましい問題で、パンデミックはいつか収まるとの想定で検討を進めるのはあり得ることであり、一定期間があってもよい。
- \*感染症対策が必要な期間がどのくらい続くのかという問題もあり、事業者に届出させて市が確認するよりも、事業者がチェックリストを使って自分たちの責任において建物や空間の感染症対策をきちんとやっていただく後押しをするスタンスのほうがよい。

## 5. 今後の取り組みについて

検討会における検討内容及び各分野の専門家からの貴重な意見は前章までに記載したとおりである。

今後、本市において、本報告書をもとに広報・周知、チェックリストの活用など、運用にあたっての具体的な検討を進め、令和4年度に空間ガイドラインを策定・公表する予定である。

空間ガイドラインの公表とその運用により、市民や来街者等が安心して訪れることができる感染症に強い都心・三宮のまちづくりを進めていく。

## 参考資料「都心三宮における感染症に強い空間ガイドライン等検討会」の概要

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた都市空間の再整備に求められる役割・機能等の変化に適切かつ柔軟に対応し、都心・三宮再整備を着実に推進するため、各分野（感染症、都市政策、建築計画、室内環境、公共空間デザイン）の有識者による検討会を開催し、先進事例や知見等を研究しながら、具体的な手法や運用方法など有効な方策について検討した。

### ■委員構成

(順不同・敬称略)

氏名	所属・役職	分野
小林 知広 ※	大阪大学大学院 工学研究科 准教授	室内環境
野澤 千絵	明治大学 政治経済学部 教授	都市政策
武田 重昭	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 准教授	公共空間デザイン
八木 景子	一級建築士事務所 すまいの再生デザイン室	建築計画
茅野 龍馬	WHO健康開発総合研究センター 医官	感染症

※座長

### ■開催経過

回	日時	内容
第1回	令和3年7月9日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 検討会の運営について</li> <li>* 検討会の目的・視点</li> <li>* コロナ禍の動向について</li> <li>* 論点整理</li> </ul>
第2回	令和3年9月3日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ガイドラインの構成について</li> <li>* 屋内空間のチェックリストの素案について</li> <li>* 屋外空間の取り組みの素案について</li> <li>* 対象エリアについて</li> </ul>
第3回	令和3年12月15日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 屋内空間のチェックリストの案について</li> <li>* 屋外空間の取り組みの案について</li> <li>* 感染症対策に係る支援施策について</li> </ul>